

第2章 ベースライン調査

2.1. 電力行政

2.1.1. 序 論

現在フィリピンの電力供給は、発電送電が NPC (National Power Corporation) が独占的に
行っており、配電は MERALCO をはじめいくつかの私企業である配電会社、一部の地方公共
団体および数多くの共同電化組合と様々な機関が行っており、複雑な構造となっている。

近年、電力産業の運営上様々な問題点が顕在化し、政府は電力産業の抜本的な改革を行うため、
電力産業再編法案を作成し、現在、上院および下院で議論が行われ、近く発布されるものと予
想されている。従って、この章では近い将来、電力産業の基本となる電力産業再編成法につい
て述べる。

2.1.2. 現行の電力産業

フィリピンの電力産業は3つの大きな部門から成り立っている。即ち、発電・送電および配電
である。

(1) 発 電

発電は NPC が独占に行っていたが、1992～1993年に極度の電力不足から1日10時間の
停電が恒常化し、これを解消すべく IPP を次々に導入した。このため、1994年から停
電は解消した。

現在(1999年) NPC は国全体の発電量の90%を占めている。そのうち56%は NPC 自
身の発電所から、残り44%は IPP から購入している。

(2) 送 電

送電は NPC の独占である。NPC は高圧線を通して配電業者および大口産業の消費者へ電
力を供給している。

(3) 配 電

配電は私企業体である配電事業者（Meralco のような）いくつかの地方公共団体（LGU）および 119 の電化組合（EC）が行い、家庭、商業・工業の消費者にエネルギー規制評議会（Energy Regulatory Board, ERB）により規制された小売料率で販売している。

この現在の電力産業構造は、エネルギー省によれば、様々な大きな弱点、高い電力料金、実際のコストが反映されない料金、高効率化への意欲欠如、等々の弱点がある。

DOE によって用意されたフィリピンエネルギー計画は電力産業の各分野が直面している具体的な問題を次のように明らかにした。

- ・ 発電部門
経済のスローダウンにより短期的に供給施設過剰となっている。
- ・ 送電部門
基幹送電線系統開発はコスト高である。
- ・ 配電部門
この部門は 140 以上の配電業者と過度に細分化されている。
小売料金が費用構成要素に分解され、政府の補助がどこほどの程度あるのかわからない。また、配電ロスと比較的に高い。

政府の財政力、特に NPC の財政的な限界を考えれば、電力産業の再編成が最も効果的であるとみられるようになった。

2.1.3. 電力産業再編成の提案

(1) 目 的

提案された電力産業再編成は、電力部門再編法案に具体的に表現されているように次の目的を達成することを目指している。

- ・ 電力供給の役に立つこと、信頼性および提供能力があること
- ・ 民間資本の参入を高め、発電・送電および配電の所有基盤を広げ、それによって政府の財政的なリスク露呈を細小化すること
- ・ 電力部門における、より高い運営および経済効率を達成するため、競争と責任の環境を創出すること
- ・ 電力料金を合理化し、競争力があり透明にすること
- ・ 社会的に、また環境的に両立するエネルギー源とインフラの開発・運営を確実にする

こと

(2) 提案された産業構造

電力部門再編法案は、電力産業を 4 つの部門に再編することを目指している。即ち、発電・送電・配電および取引業である。

また、NPC は組織再編と発電資産および発電契約は、競争と供給信頼性および供給効率を確保するため私企業化されることとなる。

(3) 電力産業の規制

電力部門再編の一環として、規制機能の再構築がある。

電力再編法案に提案されているように、現存のエネルギー規制評議会 (ERB) は廃止され、独立した準司法的な規制体、エネルギー規制委員会 (ERC) に置換される。ERC の再編後の電力産業における次の機能に責任を持つ。

- ・ 電力再編法の規則と規制の施行
- ・ 最終需要家に課される電力再編費用 (ストランデッドコスト他) を正しく告知し、ヒヤリングとモニターして決定、固定、承認する。
- ・ 現存の電力料率にある相互的内部補助率の決定
- ・ 発電会社および取引業者に免許を交付し、交付手数料を課する。
- ・ 電力再編法の適用し得る法的規定を以って国営送電会社 (NTC) および配電業者による応諾の保証
- ・ 送電および配電の託送料率ならびに配電業者の占有市場のための料率設定の方法を確立し、施行する。
- ・ 市場力の悪用、カルテルや反競争的なものまたは電力産業参入者による差別的な行動の監視と改善対策
- ・ 電力部門再編法および施行法規に従わないことに対する罰金または罰則の賦課

(4) エネルギー省の役割

エネルギー省 (DOE) は、電力産業再編を監理する。電力産業再編法案では DOE は次のような権限と機能を与えている。

- ・ 電力産業参入者および最終消費者と相談して、電力再編法の施行法規 (IRR) を発布
- ・ 財務省 (DOF) とともに NPC 資産の私有化計画の立案と実施

- ・ 電力参入者とともに、国家幹線網規制，配電規則，卸売市場および電力再編料の法令，規定を發布
- ・ 電力産業部門および純国産並びに再生可能エネルギー源の開発において私的部門の投資を助長する
- ・ 電力産業再編成とNPC私企業化について国民を啓蒙するよう情報キャンペーンを行う。

(5) その他

再編計画の一つの重要な特色は卸売電力スポット市場の設立である。この市場は、発電会社，配電組織，取引者，大口需要家から成り、現物市場は電力価格を決定するための市場メカニズムを提供し、発電・送電設備の確かな運用によって経済的かつ信頼性の高い供給が行われる仕組みとなることを見込まれる。DOE は、電力産業参入者と相談してスポット市場運営の法規，規定を策定することになっている。この卸売電力現物市場は、当初、市場経営者により運営される。この経営者は電力産業参入者からの公正な代表者と共に DOE により任命される NTC の管理指揮下の自立的なグループでなければならない。

さらに、電力部門再編の目的の一つに、小売競争と配電線への開かれたアクセスがある。これには次の条件が整えられなければならない。

- ・ 卸売現物市場の確立
- ・ NPC の発電資産および発電契約の最低 70%の私有化
- ・ 相互的内部補助撤廃計画の策定
- ・ 送電・配電個々の託送料率の承認

その他、この法案は NPC や配電業者のストランデットコストの回復（金額，方法，期間は ERC で決定、但し 25 年以内），電力再編費用，相互補助の廃止，家庭用電気料金の減額や社会から取残された需要家に対する料率等についても言及している。

さらに、現行の電化協同組合（ECs）については、“電化協同組合はここに株式協同組合（協同組合発展機関傘下）または株式会社（会社規則傘下）のいずれかに転換する様、奨励される（Sec. 46）と記述されている。

2.1.4. 電力産業再編法案の現状

2000 年 4 月 12 日、下院は電力産業再編法案（The House Bill No.8457）を承認した。この法案は電力部門再編に関する 9 本の法案を凝縮したもので、電力産業の再編に向けた総合的なアプローチを示している。

一方、上院は電力部門再編を処理するのに異なったアプローチを採った。即ち、上院では単一の法案よりむしろ NTC 設立、DOE の権限を保証するための DOE 法の修正、ERB の権限拡大、電力再編の政策と範囲、電力部門のストランデッドコストと負債償却の信託および NPC の私企業化と再編成のそれぞれの法案を別々に発布しようとしている。

この内で上院法案 No.2000 電力再編の政策と範囲は 2000 年 6 月 7 日上院を通過したが、この法案は下院が承認した電力産業再編法案と多く類似条項を含んでいるので同等のものと考えられる。

法律作成過程の一環として、電力産業再編法案の上院案と下院案を和解させる目的で、2000 年 7 月 12 日に二院合同委員会が招集された。しかしながら、下院が NPC 私企業化の論点に対する上院の立場に同意しないので、法案の審議を保留した。明らかに下院は、上院が NPC 私企業化の計画を提案するために作った内閣と両院のメンバーから成る特別な実行力があり、立法権もある委員会の報告書を承認のために両院に提出することに反対した。下院側は、下院は下院法案 No.8457 の通過で、NPC は私企業化することを既に決定しているため、他の私企業化対策（特別委員会で用意されたもの）は必要ないと主張した。NPC 私企業化が解決されないまま、二院合同委員会は、NPC 私企業化に関する特別委員会が 2000 年 8 月 31 日に報告書を提出するまで電力部門再編成法案の承認を延期することに合意した（8 月 21 日 DOE に確認したところ 8 月 25 日に報告書が出るとのこと）。

2.1.5. 法案成立後のスケジュール

電力再編法案では、次のスケジュールを規定している。

- (1) 法案発効後 6 ヶ月以内に NPC は送電系統の資産と運転を担当するため National Transmission Corporation (NTC) という会社を作らなければならない。
- (2) この法案発効後 6 ヶ月以内に NPC は再編され私企業化されなければならない。DOE は DOF と共に NPC の発電資産および発電契約の全体私企業化のための計画を大統領の承認を受けるために提出しなければならない。
- (3) この法案発効後 1 年以内に DOE は卸売電力現物市場を確立しなければならない。
- (4) DOE はこの法案発効後 1 年以内に電力産業参入者および最終使用者と一緒にこの法令の実施規則および規定を発布しなければならない。

- (5) NTC 設立後 1 年以内に DOE は DOF と一緒に NTC の一部を私的な機関に移管する計画を立てなければならない。但し、NTC の財産物件の純粋価格の 40%を超えてはならない。
- (6) 法案発効後 3 年以内に前行する次の条件に従って小売の競争と配電線への自由な接続を行わなければならない。
 - (a) 卸売電気の現物市場の確立
 - (b) NPC の発電資産および発電契約の少なくとも 70%の私企業化
- (7) 法案発効 6 ヶ月以内に DOE は DOF と共に NPC の発電資産と発電契約の民営化について大統領の承認を受けるために計画を作成しなければならない。

2.1.6. 上下院法案の項目

(1) 下院法案 (House Bill No.8457) – Electricity Industry Reform Act of 2000

第 1 章	政策名と宣言	
	Sec.1 略 称	(1) ¹
	Sec.2 政策宣言	(2)
	Sec.3 範 囲	(3)
	Sec.4 用語の定義	(4)
第 2 章	電力産業の構造と運営	
	Sec.5 電力産業構造	(5)
	Sec.6 発電会社の資格	(7)
	Sec.7 国営送電会社の設立 (NTC)	(8)
	Sec.8 NTC の法人組織権	
	Sec.9 NTC の機能	
	Sec.10 NTC の役員会	
	Sec.11 NTC 社長の権限	
	Sec.12 NTC の関連事業	
	Sec.13 送電料率の規制	
	Sec.14 NTC の部分民営化	
	Sec.15 配電事業者の機能	(26)
	Sec.16 配電小売運用料率	(27)
	Sec.17 配電小売供給料率	(28)
	Sec.18 配電関連事業	

¹以下、() 内数字は類似の上院法案上位番号を示す。

	Sec.19	供 給	
	Sec.20	卸売電力スポット市場	(12)
	Sec.21	小売競争と自由参加	(20)
	Sec.22	NPC のストランデッドコストの回収	
	Sec.23	配電事業者のストランデッドコストの回収	
	Sec.24	電力再編成費用 (EIRC)	
	Sec.25	料率および機能の個別明細化	(41)
第 3 章		エネルギー省 (DOE) の役割	
	Sec.26	DOE の権限と機能	
第 4 章		電力産業の規制	
	Sec.27	エネルギー規制委員会 (ERC) の設置	
	Sec.28	ERC 職員の報酬とその他の給与	
	Sec.29	ERC の会計の独立性	
	Sec.30	ERC の機能	
	Sec.31	ERB から ERC への権限と機能の譲渡	
	Sec.32	市場力の悪用と不正競争の排除	(14)
	Sec.33	罰金と処罰	(15)
第 5 章		NPC の再編と民営化	
	Sec.34	NPC の再編と私企業化	(35)
	Sec.35	整理の方策	(35)
	Sec.36	特定電力事業グループ (SPUG) の運営の系統の私企業化	(36)
	Sec.37	NPC 資産処理委員会	(35)
	Sec.38	NPC 私企業化推進	(35)
第 6 章		NPC 精算委員会	
	Sec.39	NPC 精算人会議の設置	
	Sec.40	精算委員会の設置	
	Sec.41	精算委員会の施行期限	
	Sec.42	精算委員会の権限	
	Sec.43	精算委員会の資産	
	Sec.44	精算委員会に対するクレーム	
第 7 章		一般条項	
	Sec.45	国家電化庁 (NEA) の追加委託	
	Sec.46	電化協同組合 (EC) の発展改組	
	Sec.47	報告義務	

	Sec.48	国会による監視委員会	(35)
	Sec.49	人員整理の対象となった職員および雇用者に対する特別手当	
	Sec.50	環境保護の遵守	(45)
第 8 章		移行計画	
	Sec.51	地元への利益還元	
	Sec.52	移行供給契約の NPC 提案	
	Sec.53	NPC の残存体制	
	Sec.54	電気料率減額措置	
	Sec.55	社会的弱者対象の料率	(38)
	Sec.56	相互内部補助の廃止	(17) (39)
	Sec.57	広報活動	
	Sec.58	実施規則および規定	(40)
第 9 章		最終とり決め	
	Sec.59	禁止命令と拘束命令	
	Sec.60	分離条項	(50)
	Sec.61	廃止条項	(51)
	Sec.62	有効条項	(52)

但し右側の()内の数字は上院法案と同様または類似の上院条項の Sec.番号を示す。

(2) 上院法案 (Senate Bill No.2000) – Electric Power Industry Policy Act of 2000

第 1 部		概 要	
第 1 章		略称および目的・政策並びに範囲の宣言	
	Sec.1	略 称	
	Sec.2	目的と政策宣言	
	Sec.3	範 囲	
第 2 章		定 義	
	Sec.4	用語の定義	
	Sec.5	法令の構成	
第 2 部		電力産業組織	
	Sec. 6	構成要素	
	Sec.7	発 電	
	Sec.8	送 電	
	Sec.9	配 電	

	Sec.10	電力取引
第 3 部		産業再編政策
第 1 章		一般政策
	Sec.11	産業再編政策および範囲
	Sec.12	電力卸売現物市場
	Sec.13	市場運営者
	Sec.14	市場電力悪用および反競争的行動
	Sec.15	刑法上の規定
	Sec.16	小売競争
	Sec.17	交互補助
	Sec.18	競争意市場の保証
	Sec.19	開 始
第 2 章		発電部門
	Sec.20	競争価格
	Sec.21	発電会社免許
	Sec.22	国産エネルギー源の税金
第 3 章		送電部門
	Sec.23	送電会社の送電機能
	Sec.24	送電料金
第 4 章		配電部門
	Sec.25	配電
	Sec.26	配電業者の機能
	Sec.27	配電小売託送料率
	Sec.28	市場への小売料率
	Sec.29	議会へ返却される専有権
	Sec.30	反専売化と株主分散
第 5 章		最終使用者
	Sec.31	最終使用者の教育と保護
	Sec.32	電力取引
	Sec.33	電力取引事業
	Sec.34	電力取引価格
第 4 部		移行計画
	Sec.35	合同立法実施委員会
	Sec.36	地方電化

	Sec.37	第 2 次送電線設備
	Sec.38	社会的弱者対応料率
	Sec.39	交互補助の保留
	Sec.40	配電規則
	Sec.41	料率の個別明細化
	Sec.42	電力供給契約
	Sec.43	政府機関との電力購入契約
	Sec.44	水力および地熱発電系の私企業化と再編成の延期
第 5 部		最終計画
	Sec.45	環境保護
	Sec.46	財政援助
	Sec.47	議会への報告
	Sec.48	規則，規定の実施
	Sec.49	行政罰則
	Sec.50	分離条項
	Sec.51	廃止条項
	Sec.52	有効条項

2.2. 電力事業経営

2.2.1. 電力部門の体制・機関

(1) 電力供給体制

現在のフィリピン国の電力供給体制は図 2.2-1 の通りである。

オムニバス電力法案が施行されると、NPC の発電部門は GENCO 1 から GENCO 7 までの発電会社²に分割（民営化）され、卸電気料金については ERB の規制対象から外れる予定である。図 2.1-1 には新たに創設される卸電力市場（ADB 案）も示す。

(2) DOE (Department of Energy)

DOE の組織図を図 2.2-2 に示す。DOE はフィリピンのエネルギーの総所轄省庁であり、同国の中期エネルギープラン (Philippine Energy Plan :PEP)を作成している。

² GENCO 7 は既にアルゼンチン企業を買収している。また、GENCO 5（ミンダナオ地域）は国営企業として残る可能性もある。